



ひなちゃん

鴻巣市



記者会見資料

SDGs未来都市
KONOSU



資料6

花かおり 緑あふれ 人輝くまち こうのす

自転車乗車用ヘルメット購入費の一部を補助します

道路交通法の一部改正により、令和5年4月1日から全ての自転車利用者に対してヘルメットの着用が努力義務化されましたが、法施行以後においても着用率が低いことから、交通事故の被害を軽減し、命を守るヘルメットの着用を促進するため、すべての市民を対象に、市内販売協力店にて購入した場合に限り、ヘルメット購入費用の一部を補助します。

- 【対象者】 市内に住民登録がある方（全年齢）
対象となるヘルメット
- ・安全基準マーク（SG マーク等）付の3,000円以上の新品
- 【助成額】 2,000円（1人につき1個かつ1回）
市内販売協力店の店頭価格から2,000円を差し引いた金額で購入
※令和5年度は1,000件、予算に達した時点で終了
- 【申請方法】 市内販売協力店（約10店舗が対象予定）にて、購入の際に申請書に必要事項を記入し、助成制度を受ける方の本人確認証（運転免許証、マイナンバーカード等）を提示の上、購入する
- 【期間】 令和5年11月1日から令和6年3月31日